

教育行政方針



令和2年第1回剣淵町議会定例会の開会にあたり、剣淵町教育委員会の所管行政の主要な方針について申し上げます。

本年度は、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、世界中から多くの人々が日本を訪れます。私たちは、自然豊かで生命を大切に育てる町「絵本の里けんぶち」に愛情や誇りを持ち、未来のふるさとを担う「人づくり」、全ての町民が笑顔にあふれ、いきいきと夢や希望の実現に向けてともに学び合い、ともに高めあい、ともに支え合う「ふるさと

づくり」を進めてまいります。

以下、町の教育振興基本計画に掲げられた教育推進の基本方針に沿って、本年度の主要な施策について申し上げます。

1 自ら学び社会で自立して 共に生きる力を育てます

《遊びを通じた豊かな学びの推進》

幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の姿である、健康な心と身体、規範意識や道徳性の芽生え、言葉による伝えあい、豊かな感性と表現、生命尊重、図形・数量・文字への関心などを育むために、保育所における幼児保育・教育と学校教育、家庭教育の連携を図ってまいります。

また、小学校では、入学児童が円滑に学校での生活や学習を始められるよう生活科を中心にスタートカリキュラムを実施してまいります。

《自らいきいきと学ぶ学習活動の推進》

各学校の教育目標は、小学校は昭和57年から『きり拓く子』が、中学

校は平成9年から『ひとりだちできる剣中生』が引き継がれてきました。昨年度からは、「知」「徳」「体」のバランスのとれた子どもの姿を両校が共に目指す子ども像とし、義務教育9年間を見通した両校共通の重点目標に『主体的な学びを育む指導の充実』を掲げ、小中連携・一貫教育を推進することとしました。

本年度から小学校で、次年度から中学校で、新たな学校教育の実施内容・基準を示した新学習指導要領に基づく教育が実施されます。この中では、子どもたちが変化の激しい社会と向き合い、自らの人生をきり拓いて行くための資質・能力として、何を知っていて・何ができるか

（知識・技能）、知っていることをどう使うか（思考力、判断力、表現力）、学んだことを社会や人生にどう生かしていくか（学びに向かう力・人間性）が示されました。具体的には、探求力、情報活用力、言語能力、創造力、自律性、共生的な態度、内省的な思考などです。そして、これらの資質・能力を育てるため、子どもたちが社会との接点を持ち、

様々な人々とのつながりを保ちながら、主体的、対話的に深く学ぶ社会に開かれた教育課程」を編成して授業を実施していくことが必要となり、学校間や地域との連携、地域による学校支援と学校運営への参画が重要となります。

～学力の向上～

学力向上に関しては、次の4点を重点的に推進します。

1 点目は、学習指導の改善です。小・中学校それぞれに専任の教員を配置し、指導方法工夫改善計画に基づく少人数・習熟度別学習指導を進めます。

また、小学校では、昨年度に引き続いて、土別市・和寒町の小学校と剣淵小学校の指導教員がチームを結成して各学校を巡回し、授業改善職員研修などを進めます。

2 点目は、学び直しの機会の確保です。小学校の昼スタディ、中学校の学力・放課後フアクトリーなどの補充学習を活用して、既に学んだ内容の定着や学びきれなかった内容の学び直しをする機会を確保します。

3 点目は、学習習慣の定着です。

学校と家庭が連携して、家庭学習ノート、生活リズムチェックシート・朝活・通学合宿などに取り組みます。

4 点目は、自分らしさと自律した生き方をめざす学習の推進です。本

町の児童生徒の課題でもある自己肯定感や将来の自己実現意識の低さを克服するため、マイノートを活用するほか、全ての学校活動を通じて、子どもたちが地域や社会に関心を寄せ、自分の良さに気づき、夢を実現させる意欲と主体的に進路を選択する力を高めるキャリア教育を推進します。

生涯にわたる学びを育む学習活動

英語教育では、小学校中学年の英語活動と高学年の英語教科の授業が本格実施されます。小・中学校に英語指導教員を確保するとともに、英語指導助手（ALT）を配置して、英語を聞く・話すなどの技能向上を図るとともに、国際理解教育を推進します。

小・中各学校の学校図書館では、児童生徒の図書利用が大きく伸び

ました。引き続き学校司書を配置し、学校図書館の運営計画に基づく学校図書館の「読書・学習・情報」機能の充実を図り、子どもたちの情報活用学習、主体的な絵本・読書活動を進めます。

この度、小・中学校のICT活用教育推進のために、学校の校内ネットワークの整備と児童生徒全員に学習用コンピュータを整備することが国から示されました。新年度からは、情報教育の一環として、小学校でプログラミング教育の授業も始まりますので、計画的にICT環境の整備を進めていくとともに、教員の指導力向上を図ってまいります。

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、芸術文化・スポーツ、地域参加活動など体験的な学習を充実させます。平成4年度から実施され、さぬき市と剣淵町の児童合わせて1千5百人以上が参加してきた「さぬき市児童交流事業」は、本年度はさぬき市の児童をお迎えする年となります。

ふるさと剣淵から未来を思い描く学習

児童生徒がふるさとの良さや課題についての関心を深め、地域の様々な活動に関わり、社会性を広げていくなかで、未来を思い描き、自己実現に向けた意識を高めていくことが重要です。このため、小中高連携教育推進協議会が中心となり、各学校が『絵本・農業・福祉』に関する体験学習やまちづくり活動に取り組む小中高連携ふるさとキャリア教育を推進してまいります。

また、小学校社会科副読本の編集、発行を計画しております。

《一人ひとりの学びと育ちに合った特別支援教育の充実》

これまで、学校や関係機関で構成する教育支援委員会が中心となり、乳幼児期からの継続した教育相談を実施し、ケース会議を開催するなどして、特別な支援を要する児童生徒に対する理解の共有を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた相談支援を進めてきました。

小・中学校では、特別支援学級を開設するとともに、専任の特別支援

コーディネーターと学習生活支援職員等を配置して、通常学級の児童・生徒に対してもきめ細かな支援を行ってまいります。

《豊かな人間性と健やかな身体を育む教育の充実》

小・中学校の道徳指導に当たっては、道徳の時間のほか、家庭や地域と連携して学校の教育活動全体を通じて児童・生徒の道徳性を育てまいります。

また、人権教育を充実させるとともに、異年代や障がいを持つ人々との交流学习を通じて、多様性を尊重し、共に認め合い、学び合う態度を育てます。

小・中学校では、全国体力・運動能力テストを活用した学習指導の改善、体力手帳の活用などにより、子どもの体力・運動能力の向上を図るとともに、地域学校協働活動等により、多様なスポーツにふれあう体験を通じて、豊かなスポーツライフに対する理解と実践意欲を高める取組を進めてまいります。

《魅力ある高校づくりの推進》

剣淵高等学校は、全国唯一の町立の総合学科設置校として、特色ある農業・福祉教育を行ってきましたが、少子化の進行に伴い、年々、生徒の確保が難しくなってきました。そのため、町の特色を生かした魅力ある教育を取り入れることで、地域や道内外からの生徒の確保を目指していきたいと思えます。具体的には、総合学科の特性を生かした農業・福祉に加えた新たな選択系列設置の可能性について研究をしてまいりたいと考えております。

農業教育では、農業の高度化・ICT化・国際化・多様化に対応して、スマート農業の学習、世界基準の食品安全、環境保全などを実践する農業認証に関する学習、地域の特色を生かした食のブランド開発の学習、生物活用と観光体験型農業の学習などを充実させることが求められています。このため、既存の実習農場の機能の見直しも視野に入れながら、指導教員や実習助手の確保、地域・大学・企業の外部指導者の活用、及び高大連携を促進してまいり

ます。

福祉教育では、福祉の知識・技能を学び、福祉の心を育むとともに、介護福祉士国家資格を有する介護サービスの実践的な人材の育成を進めてきました。さらに、生徒が学校卒業後も、将来の地域福祉や保健・医療などの分野で幅広く活躍できる資質・能力を自ら高めていくキャリア意識、進路探求意欲を育んでまいります。

委託実習については、これまで海外、国内、道内、町内の農業者や法人、介護福祉施設などに受け入れをお願いして実施してきましたが、農業実習では、自校農場での実習やプロジェクト学習、農業クラブ発表会参加、資格取得学習、進路開拓活動などへの支障が見られますので、見直しを進めてまいります。

生徒募集対策では、中学校訪問と学校紹介資料の中学校生徒への提供、ホームページによる学校情報の発信、体験入学などを充実させてまいります。

また、近隣や旭川市及び近郊地域からの通学生徒への支援、低所得世

帯への就学支援策について検討してまいります。

学校・地域連携では、「小中高連携ふるさとキャリア教育」を推進するとともに、地域福祉ボランティア活動、農業ブランドの開発研究などの「学校を核にした地域づくり」を進めてまいります。



2多様な学びを支える
教育環境を整えます

《安全・安心で快適な学校環境の整備》

小・中学校施設は築40年を経過し老朽化が進んでいることから、これからの新しい学校教育にふさわしい教育環境整備のため、国費を活用し概ね5年先を目途として小・中学校施設を一体化して改修・増築す

ることを基本とした学校施設長寿命化改修基本計画を策定しております。大きな負担を伴う事業ですが、本年度進められる町の次期総合計画策定に併せて、事業実施についての合意形成を図ってまいりたいと考えております。

〈学校保健の充実〉

児童生徒が健康で安全な生活を送ることができるよう、薬物乱用防止・感染症予防教育、食物アレルギー対策、むし歯予防対策、生活習慣病予防対策などを推進してまいります。

〈学校安全の充実〉

交通安全では、通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の合同点検調査を行い危険箇所等の改善を図ります。

登下校時の安全対策では、「子ども110番の家」の設置、スクールガード・リーダーによる学校と通学路の巡回パトロールなどに取り組めます。

防災教育では、「1日防災学校」の実施を計画しております。

「食育・学校給食の充実」

学校給食では、安定した給食の実施のために、これまで保護者間で設けていた私費会計の給食会会計を町が管理する公会計に移行します。

また、食材費等の高騰により給食の実施が大変厳しくなっており、ますので、新年度から給食費の改定をお願いしたいと考えております。

食育では、町の食育計画に基づき、健全な食生活と健康増進、地域の食と農業の歴史と文化などへの理解を深めることを目的として、各学校の保健や各教科、給食の時間などで食育指導を行ってまいります。

《教職員の資質・能力の向上と働き方改革の推進》

教職員の指導力の向上のため、「教員育成指標」に基づく研修機会を確保するとともに、教職員の服務規律・各種法令・情報モラルの遵守、交通事故や違反防止、体罰防止のための校内研修を実施してまいります。

また、「学校における働き方改革アクションプラン」に沿って、学校閉庁日・部活動休養日などを設け、

教職員の勤務時間の縮減を図って

きましたが、今後は、勤務時間の上限を設定し、出勤状況を把握するとともに、校務のＩＣＴ化と業務改善、地域による学校支援などの取組を進めてまいります。

《学校間連携の促進》

学校間連携では、小中高連携教育推進協議会が中心となり、児童生徒、教職員間の交流、学校間の情報交流、共同の調査研究・研修活動、ふるさと・キャリア教育などの取組を進めてまいりました。今後、小・中学校では、育成したい子ども像と学校経営方針、学習指導や生徒指導上の課題、学校評価などを共有し、義務教育９年間を見通した系統的・継続的な教育課程の検討を進め、小中連携・一貫教育を推進してまいります。《学びのセーフティネットの充実》

子どもが安心して学べる教育相談、教育相談室では、専任の指導員を配置し、一般相談と合わせて各学校の巡回相談を行ってきました。今後とも、子どもの学校生活や家庭教育の悩みなどの相談窓口として利用

しやすい相談室を目指してまいります。

また、スクールカウンセラーの小・中、高等学校への定期巡回を行うっていくとともに、教育上の困難を抱える家庭に対しては、スクールソーシャルワーカーを活用した相談支援を行ってまいります。

いじめ・不登校等対策、いじめ防止対策では、町の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの予防、早期発見と早期対応を進めてきました。

様々な理由から学校生活になじめない、登校が継続できない不登校の児童生徒に対しては、教員による学習と生活面の指導や家庭訪問、スクールカウンセラーとの定期相談などのほか、必要に応じて専門相談と登校に向けた適応指導を行ってまいります。

また、いじめ未然防止プログラムに沿った予防教育、いじめの積極的認知、児童生徒の絆づくり、子ども理解支援ツール「ほっと」を活用した児童生徒理解・指導に取り組みます。

「ネットコミュニケーション見守り活動」

ネットトラブルやネット被害、ネットいじめの防止のために、児童生徒および保護者を対象としたネット被害防止講座の開催、ネットコミュニケーション見守り活動の一環として行う情報モラルやマナー指導、子どものネット利用状況調査、家庭でのフィルタリングと利用ルールづくり、ネットパトロールなどを推進します。

《教育機会の均等のための経済的支援の充実》

要保護・準要保護世帯及び特別支援学級等の児童生徒に対する就学支援助成を実施するとともに、大学等の進学者に対する奨学資金の貸付を実施します。

併せて、小・中学校児童生徒の教材費負担の一部軽減を継続して実施します。

3 地域ぐるみで子どもを

育てます

《地域とともにある学校づくり（コミュニティ・スクール）》

一昨年度から、地域住民が学校の運営に参画・支援していくことを目的として小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、小中学校合同学校運営協議会を設置して、各学校の学校運営方針の審議と承諾、学校評価、学校支援活動についての協議を進めてきました。

高等学校についても、コミュニティ・スクールの指定を行い、学校運営協議会を設けることとしました。《地域で子どもを守り育てる活動の推進》

青少年の非行防止と健全育成を目的として、青少年健全育成協議会による町内無線啓放送、標語コンクール、街頭パトロールなどが行われております。

さらに、地域の人たちが、学校の授業や部活動の指導や学校行事に参加協力する学校支援活動、子どもたちの放課後や土曜日の体験学習

を支援する活動、家庭教育を支援する活動など地域学校協働活動を推進してまいります。



4 町民が学びあい支えあう

ふるさとづくりを進めます

《ふるさとづくりの推進》

公民館活動と生涯学習の推進、公民館では、町民の多様な生活課題や学習ニーズに対応した公民館講座の開設、学習成果を発表する機会の提供、分館講座の開催支援などに取り組んでまいります。高齢者学

級「平波大学」は、高齢者が集い、楽しく学びながら、仲間づくりや生きがいづくりが進められてきました。今後とも、参加しやすい学習内容となるよう改善を図ってまいります。

国際交流活動については、国際交流の会が実施する海外留学生のホームステイ受け入れ事業を支援してまいりましたが、近年参加者が減ってきていますので、本年度の実績を見ながら次年度以降の見直しも検討したいと思います。

新しいまちづくり運動は、ふるさとづくり、ふれあいづくり、生活見直しの各運動が全町的に進められてきました。今後とも、住民同士のふれあいと信頼感や絆の醸成により、地域の福祉や防災・安全、子ども子育て支援など、住民自治意識の向上と地域協働活動への参加につながるよう、町民の皆様のご理解と参加、協力をよろしくお願いいたします。

絵本の里づくり活動と絵本読書活動の推進

絵本の館は、平成3年度に開設以来、本年度で30年目を迎えます。この間、年間を通して絵本・図書の閲覧と貸出、絵本原画展・絵本の里大賞などの絵本の里づくり、子育て支援、絵本普及の各事業が行われてきました。今後とも、特色ある絵本・図書資料の収集と利用サービス、絵本の里の情報発信、絵本出版社・絵本作家などとの交流の充実を図ってまいります。

また、開館30年及び絵本の里大賞創設30回を記念して、あべ弘士氏、真珠まり子氏など著名絵本作家の絵本原画展の開催が絵本の里づくり実行委員会で計画されております。

さらには、全国の絵本出版社、絵本作家、絵本館や絵本図書館との交流・連携ネットワークを一層強くしてまいりたいと考えております。

読書推進では、子ども読書活動推進プランに基づき、ブックスタートに始まる家庭での読書、学校での読み聞かせや読書推進活動、町内各施

設を対象にした絵本読み聞かせや巡回文庫などの活動を推進してまいります。

また、絵本の館と各学校や保育所、公共施設をはじめ、町内の民間施設や商店、家庭に絵本や図書の文庫コーナーを置き、これをつなぐ「まちなか図書館」について検討します。

さらに、小中高連携教育推進協議会と連携を図り、ふるさとキャリア教育の一貫として、児童生徒を対象とした読書教育、絵本教育の推進を図ってまいりたいと考えております。

文化財の保護及びふるさと伝承の保存・活用

文化財の保護では、郷土資料館、屯田兵屋及び開拓記念木「やちだも」等の文化財の適切な保護管理に努めます。

また、伝承芸能の保存継承団体である屯田太鼓・子龍太鼓、剣淵神楽の活動を支援してまいります。

《まちを創る心と身体を育てる「芸術文化・スポーツづくり」の推進》
芸術文化事業では、町民文化祭、町民映画鑑賞会、文化芸術鑑賞会、

芸術鑑賞・社会見学バスツアーなどを関係実行委員会などと連携して実施します。

スポーツの推進では、公民館による軽スポーツ教室、水泳教室、スポーツ団体委託スポーツ教室・大会を実施するとともに、海洋性スポーツ、クロスカントリースキー、チャリディングなどの特色ある地域スポーツ活動を支援してまいります。

剣淵B & G海洋センターは、体育館・プール、艇庫の利用拡大に努めてきた結果、本年度で10年連続してB & G財団の最上位評価である特A評価を受けることとなります。

5月最終水曜日である5月27日には、健康運動スポーツに親しむきっかけづくりのため、「スポーツチャレンジデー」を実施しますので、多くの町民の皆様の参加をお願いいたします。

子どもたちの体力・運動能力の向上と運動習慣づくりでは、アクティブリックスクラブなどの多様な健康運動スポーツに親しむ機会を設けていくとともに、スポーツ少年団活動の助長を図ります。

《まちを創る基盤を整える「条件づくり」の推進》

社会教育士、司書、地域学校協働活動推進員、B & G海洋センター指導員など専門職員の養成、配置を進めるとともに、地域おこし協力隊員を募集し、絵本の里づくり活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、体育協会、文化協会、PTA連合会、スポーツ少年団本部、絵本の里を創ろう会などの社会教育団体の活動を支援してまいります。

社会教育施設では、町民センター、りんどう交流館は、各種団体の学習・交流の場として利用者の増と適切な運営管理に努めます。

社会体育施設では、B & G海洋センター体育館・プール・艇庫、多目的運動広場、武道館、平波球場、屋内ゲートボール場の利用者増と適切な運営管理に努めます。

なお、本年度は、町の次期教育振興基本計画の策定年になりますので、町民の皆様方の参加をいただき、策定組織を設け、町の総合計画とも

整合性を図りながら、策定を進めてまいりたいと考えております。

以上、令和2年度の教育行政執行に関する方針について申し上げます。教育行政を預かる教育委員会の使命と責任を深く認識し、町長部局や関係機関、各種団体と密接に連携を図り、教育環境の整備、充実に努めてまいります。一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

